



# 禁煙ジャーナル

■発行人 一般社団法人 タバコ問題情報センター [代表理事・渡辺文学]

No. 354

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4 九段セントラルビル 203

TEL: 03-3222-6781 FAX: 03-3222-6780

《郵便振替》00120-0-159803 【印刷】遠藤印刷 1部 500円

## “喫煙可”謳う飲食店が都内で増加 「喫煙目的施設」勝手な解釈許すな！ ～苦慮する都、厚労省に対策要望～

「yahooニュース」(8/19)で「規制に抜け穴？全面喫煙可能な居酒屋が存在する訳、飲食店が『喫煙目的施設』として通る不思議」と題した、日本女子大学・細川幸一教授の論考が掲載されました。細川教授は、都内の居酒屋・飲食店に足を運び、改正健康増進法や都条例で本来「屋内禁煙」となるべき店で、自由にタバコが吸えるという実態を正確に把握、問題提起を行っています。編集部では早速同教授に転載させて頂きたい旨お願いしたところ、ニュースでは書ききれなかった問題の背景や対応策など、新たな視点も加えた原稿を送って下さいました。

また、都議会で条例制定に尽力をされた岡本光樹弁護士には、細川教授の論考をご覧頂いたうえで、法律家の目で見た問題の根源、法令の不備や解決策などのコメントを頂きました。

細川教授と岡本弁護士に対しまして、厚く御礼申し上げます。(編集長・渡辺文学)

### 喫煙目的施設の再考を

日本女子大学教授 細川 幸一



タバコの害が指摘され、受動喫煙問題も表面化した。こうした中で東京五輪・パラリンピック開催を契機に、健康増進法が改正されて屋内での禁煙施策が厳しくなり、さらに開催地である東京都では受動喫煙防止条例により厳しいものとなり、小規模で従業員のいる飲食店は原則全面禁煙となった。ようやく日本も屋内禁煙がしっかりと根付いてきたと思っていたのだが、ここ数か月で3回、都内で全店舗喫煙可能な飲食店に出くわした。

千代田区内の鉄板やきそばが売りの居酒屋、新宿区内のチェーンの居酒屋、それに新宿区内のコーヒーショップだった。

店に入るとタバコの煙がすごく、禁煙席はないという。全面喫煙なのだ。都内では従業員がいる飲食店は喫煙不可だとは知っていたので、複数の従業員がいるこれらの店舗で喫煙可能であること、また分煙すらしていないことに驚いた。

確認するとこられには「喫煙目的店」のステッカーが店の外に向かって貼られていた。健康増進法で定める「喫煙目的施設」(名称は喫煙目的店、喫煙目的室等もある)としての店になっていたのだ。なぜ、普通の居酒屋やコーヒーショップでタバコが自由に吸えるのか、見ていきたい。

#### ■訪ねた飲食店の状況

まずは、千代田区内の居酒屋。店先は全面に縄のれんがかかっており、出入り口ではないところに「喫煙目的店」のステッカーが貼ってあり、のれんで隠れてしまつてほとんど見えない。大きな提灯には「大衆居酒屋」、「鉄板焼きそば」などの文字が並ぶ。

2件目は、新宿区内の安さが売りのチェーン居酒屋の1店舗。「お席でタバコ吸えます！」の大きな手書き看板があり、その横に、「喫煙目的店」のステッカーと「年齢確認実施中」の表示物があった。年齢確認には気を使っているようで、サラリーマン風の男女4人のグループが入ろうとしたら、従業員が年齢確認できる書類の提示を求めていた。メニューは普通の居酒屋と同じで、主食系のものも「〆の麺」、「〆のメシ」など豊富だった。

## —\* 1 頁からの続き —

3件目は新宿区内のコーヒーショップ。ここはチェーンのコーヒーショップとデザインが似ているが、店の名称自体にタバコ関連の文字があり喫煙者向けの店舗であることは分かる。「喫煙目的店」のステッカーと「全席喫煙可」の看板があった。50席ほどある大きな店で、学生とおぼしき従業員が複数働いていた。フードメニューもあり、カレーライス、ピラフ、パスタ類を提供していた。

**■屋内原則禁煙となつたはずだが**

世界中で喫煙による健康被害が叫ばれている。他のアジア諸国と比べても遅れているとされた日本の屋内禁煙施策も、2020年に予定されていた東京五輪開催を契機に強化された。国は2018年に改正健康増進法により受動喫煙対策を強化することを決め、2020年4月に全面施行された。

健康増進法により、役所、病院、学校などの第一種施設は敷地内禁煙、これら以外の事務所、工場、ホテル、飲食店などの第二種施設では屋内原則禁煙となつた。

これにより、飲食店を含む人が多く集まる第二種施設は原則として屋内禁煙となり、違反者には罰則が適用されるようになったが、いくつかの例外がある。たばこ議員連盟を中心とする規制強化慎重派の反発が大きかったからだ。たばこ産業や飲食業への影響に配慮した形だ。

第二種施設の喫煙できる例外が次の3通り設けられた。

- ① 喫煙専用室を設けた場合
  - ② 指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室を設けた場合
  - ③ 既存かつ経営規模が小さい店舗に限り、飲食可の喫煙室が設置可能
- ① の喫煙専用室は店内に設置することによってそこで紙巻きたばこを吸うことが可能になるが、たばこの煙が屋外に排気されていることなどの技術的基準が細かく定められている。従前の飲食店で見られた、ついたてを立てただけで「喫煙席」「禁煙席」を分けることは認められていない。また、喫煙専用室内では飲食できない。
  - ② の加熱式たばこ専用喫煙室にも①の喫煙専用室と同様に技術的基準がかかるが、こちらは室内での飲食が認められる。
  - ③ は、改正健康増進法施行日（20年4月1日）に現存していた店舗で、個人や中小企業（資本金5000万円以下）が経営する飲食店のうち、客席面積が100平方メートル以下であれば「喫煙可」と表示することで店内の全部または一部で喫煙可能なまま飲食の提供が可能となる経過措置だ。

**■東京都は8割以上が禁煙に**

ただし、東京都は③の要件に加えて、18年6月に成立させた「受動喫煙防止条例」により一段と厳しい内容とした。受動喫煙を防ぐにくい弱い立場にいる従業員を守る観点から、法に上乗せをして独自のルールを定めた。従業員を雇っている店は原則屋内禁煙とするものだ。結果として、都内で例外として喫煙可能室が認められるのは、従業員がおらず、かつ客席面積が100平方メートル以下で、個人や中小企業（資本金5000万円以下）が経営する店舗のみとなつた。これにより、都内の飲食店の約84%が禁煙にしなければならないということで話題となつた

**■「全面喫煙可」の店に驚く**

私自身、このことは知つておらず、都内で従業員がいる飲食店では当然、全面禁煙と思っていたので、まったく逆の全面喫煙可の飲食店があることに驚いた。実は、第一種、第二種施設以外に「喫煙目的施設」というカテゴリーがあり、この施設内では喫煙が可能なのだ。その名の通り、タバコを吸うこと目的とした施設であり、そもそもは公衆喫煙所、店内で喫煙可能なタバコ販売店（喫煙コーナー等がある販売店）、シガーバーなどを想定している。たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準に適合していることが前提だ。

問題はシガーバーなどの定義だ。「施設利用者に対して対面によりたばこを販売し、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うもの」となつて。20歳未満の立ち入りは従業員、顧客ともに不可だが、全面喫煙可能で、受動喫煙配慮（分煙）も不要だ。

「飲食」は「通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く」と定められている。前述の3店舗ともごはん、麺類などの主食に該当するものを提供している。定食屋などと違って食事が中心でないから、主食を「主として提供」してはいないということであろうか。

しかし、厚労省の改正健康増進法施行に関するQ&Aでは、この意味を「ランチ営業を行う場合において『通常主食と認められる食事』を提供することは認められるというものです」と説明している（Q6-2-2）。

東京都保健医療局HP「健康ステーション」のQ&Aでは「通常主食と認められる食事を主として提供するもの（=食事が主目的となる一般的な居酒屋やレストラン等）は喫煙目的施設の要件を満たさない」としている（Q56）。

定義に曖昧さが残る。主食さえ出さなければ通常の飲食店が喫煙目的店となつてもよいとは思わないが、主食を提供している前述の店舗は法律の趣旨に違反しているのではないだろうか。

—\* 3 頁上段に続く —

—\* 2 頁からの続き —

### ■ 「たばこ販売」の問題点

たばこの「対面販売」にも盲点がある。「対面販売」とは「製造たばこ小売販売業者の許可を得た者が営業をおこなう場所または出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売すること」を言う。そのため、喫煙目的店は製造たばこ小売販売業者を確保する必要がある。

店内に自販機を設置したり、店が買い置きしておいたたばこを販売する行為では対面販売にはならない。ただし、販売は「出張販売」でもよいとされているので、当該店舗自体が小売販売業者の許可を得る必要はなく、ネット上には、喫煙目的店化を希望する飲食店に対し、この申請を代行する業者が見受けられる。

### ■ タバコが嫌なら入るな？

そもそも前述のように、健康増進法上、喫煙目的施設は飲食店が含まれる第二種施設とは別のカテゴリーだ。

東京都の調査（令和4年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査）によれば、都内の飲食店のうち、4.8%が喫煙目的施設だ（一部喫煙目的室0.8%を含む）。

普通の居酒屋やコーヒーショップが喫煙目的施設になるのは健康増進法の趣旨からは逸脱しているし、法律で当初想定していた形態とは異なるだろう。タバコが嫌なら入らなければよいという問題ではないだろう。

私自身、喫煙目的施設になるためには保健所等の許可や届け出が必要で、ステッカーは交付されているものだと思っていたが、実際は届出する必要なく、ステッカーも市販のものや自分で作成してもよいのだ（記載内容の要件はある）。

東京都の受動喫煙施策の担当課である保健医療局（旧・福祉保健局）保健政策部健康推進課に問い合わせたが、都も問題意識は持っている。同課は「～受動喫煙防止対策に関する飲食店の皆様へ～『喫煙目的施設』は、飲食や遊技等を目的とした施設は該当しません」というタイトルの文書を公表している。そこでは「飲食店を含む第二種施設については、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室（対象は要件を満たす一部の飲食店のみ）を設置することができます。

一方、シガーバーなど、利用者に対して喫煙をする場所を提供することを主な目的とする喫煙目的施設については、技術的基準を満たした喫煙目的室を設けることができます。飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず、喫煙目的室を設置することはできません。」（下線も同課）。

さらに、同文書で以下の注意喚起も行っている。

### ■ ご注意ください！

一部の業者が「たばこの出張販売の許可を得れば喫煙目的施設になれる」などの説明とともに、出張販売の手続きを代行するなどして、飲食店に、喫煙目的施設となることを勧めているという例が、複数報告されています。

上記のとおり、飲食や遊技等を目的とした施設は、喫煙目的施設に該当しません。たばこの出張販売の手続きを行えば喫煙目的施設になれるものでもありませんので、ご注意ください。出張販売の許可は、喫煙目的施設の許可ではありません。

しかし、健康増進法の規定があいまいで、事業者指導がうまくいっていないようだ。東京都が国の施策及び予算に対する提案要求をとりまとめた「令和6年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」のなかに厚労省に対する以下の要望がある（P505. 抜粋）。

「喫煙目的施設の定義や要件を明確化するとともに、疑義照会へ速やかに回答すること」

その理由として「改正健康増進法が全面施行されて以降、飲食を主目的とする居酒屋等が、喫煙場所の提供を主たる目的とする『喫煙目的施設』を標榜する例が多数発生し、都や保健所等への情報提供や苦情が増加している。都は国に対し、喫煙目的施設の定義や要件の明確化を求めるとともに、関連する疑義照会を行っているが、その明確化がなされず苦慮している。喫煙目的施設の定義や要件については、法の規定の根幹を成す部分であり、保健所設置区市からも国が判断を示すべきとの意見が寄せられている」と述べ「多くの疑義が生じている喫煙目的施設の定義や要件、疑義照会への回答への迅速な対応、Q&Aの整備など、全国統一的に適切な対応ができるよう、引き続き、国の技術的支援が必要である」としている。

### ■ 喫煙できる店はシガーバーだけに

東京五輪という世界規模のイベントもあり、禁煙施策も世界に遅れてはならないということで急速に進んだが、禁煙推進慎重派の声もあり、法律に曖昧さが残っていること、2021年の開催から2年が経ち「外の目」を気にしなくなり、国民の関心も低くなっていることが、こうした全面喫煙可能な店舗存在の理由であろうか。

飲食を伴う喫煙目的施設はシガーバーのイメージ通り、お酒と調理を伴わないスナック類等を出すだけの店舗に限定すべきだ。

タバコが嫌いなら入店しなければよいというだけでなく、そうした施設の存在自体が若者を中心に喫煙の習慣を植えつける効果もあるだろう。喫煙目的施設のあり方を改めて考えるべきだ。

【ほそかわ・こういち】



## ～「喫煙目的施設」に関する補論と 法令改正の提言～

弁護士・前東京都議会議員 岡本 光樹



上記、細川幸一教授のご指摘はまったくその通りで、当職もこれに完全に賛同する。

当職もこの問題について、かねてより東京都議会（2020年9月30日本会議一般質問ほか）にて問題提起し、また、厚生労働科学研究の分担研究報告書でも詳しく取り上げた。令和3(2021)年度の同報告書で法令の問題点を指摘し、令和4(2022)年度報告書で当職による実際の保健所通報例を紹介した。

また、日本禁煙学会のHPに「健康増進法・都条例違反の通報フォーマット」を掲載し、上記細川教授が引用する都の解釈を示す資料等も詳しく引用し紹介してきたところである。

細川教授が、Yahooニュースで広く社会に投げかけてくださったことに感謝と敬意を表する。

以下、若干の補足を述べる。

健康増進法施行令第4条2号に規定される「喫煙目的室の要件」は、次の3点を満たすことである。

- ①タバコの対面販売（出張販売を含む）
- ②喫煙場所提供を主たる目的とし
- ③通常主食と認められる食事を主として提供していない

当職が、喫煙目的店を標榜する某居酒屋を江東区保健所に文書をもって通報したところ、その後、保健所から指導が行われたと思われるが、同店舗は、「喫煙目的店の為、夜間の主食の提供は行っておりません」との掲示を行つただけで、結局、喫煙目的店の業態を変更することはなかった。

当該店舗は要件③を満たすための宣言をしたものと思われるが、要件②に関する厚生労働省及び東京都の解釈には依然反したままである。すなわち、「飲食・・を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず」「一般的な居酒屋は、喫煙目的施設の要件を満たさない」「喫煙を主目的とする施設である必要があります」などに反している。

よって、仮に要件①と③を満たしても、要件②の点を満たさないとして、保健所は指導・勧告・罰則を適用すべきである。

しかし、保健所としては、こうした解釈にも依然曖昧さがあり、罰則の適用には躊躇があるものと思われる。もし罰則適用に対する取消訴訟（行政裁判）を店側から提起されれば、国ではなく保健所（を有する地方自治体）が被告となる。

このような曖昧さがある健康増進法施行令（＝政令）は、非常に問題で（法律改正に反対してい

た自民党たばこ議員連盟の圧力が、同政令の策定に影響したものと思われる）、今後速やかに内閣において改正すべき（国会での法律改正がなくても可能）である。

当職としては、以下の改正を提言したい。

・要件を満たしているか保健所が事前に審査できる許可制にすべき（法律改正が必要）。あるいは、厚労省による施行規則の改正でもなし得る届出義務を少なくとも課すべき。

・要件①について、タバコ対面販売の売上本数、売上額又は売上に占める割合等が一定数以上である旨の数値的な要件を導入すべき

・要件②について、飲食を目的とする施設は該当しない旨（行政解釈）を、施行令に明記すべき

・要件③について「主食」や「主として」等の曖昧な文言を削除し、シガーバーを想定して、飲み物以外の食物全般の売上額又は売上に占める割合等が一定数未満である旨の数値的な要件を導入すべき。

日本禁煙学会ではこれらについて、9月27日に厚労省に申し入れをおこなった。

【おかもと・こうき】

＜参考URL＞

・厚生労働科学研究成果データベース

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156577>

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/162549>

・日本禁煙学会ホームページ（2022年10月7日更新）

[http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content\\_id=354](http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=354)

### 喫煙目的室の要件について提言

健康増進法施行令第4条2号に規定される「喫煙目的室の要件」について、改正を提言します。

＜現行の要件＞

①タバコの対面販売（出張販売を含む）

②喫煙場所提供を主たる目的とし

③通常主食と認められる食事を主として提供していない

＜改正の提案内容＞

・要件を満たしているか保健所が事前に審査できる許可制にすべき（法律改正が必要）。あるいは、厚労省による施行規則の改正でもなし得る届出義務を少なくとも課すべき。

・要件①について、タバコ対面販売の売上本数、売上額又は売上に占める割合等が一定数以上である旨の数値的な要件を導入すべき。

・要件②について、飲食を目的とする施設は該当しない旨（行政解釈）を、施行令に明記すべき。

・要件③について「主食」や「主として」等の曖昧な文言を削除し、シガーバーを想定して、飲み物以外の食物全般の売上額又は売上に占める割合等が一定数未満である旨の数値的な要件を導入すべき。

## JTIはロシアの事業から撤退せよ

総理大臣 岸田文雄様  
財務大臣 鈴木俊一様  
自民党 たばこ議員連盟各位

日本禁煙学会理事長 作田 学

日本禁煙学会では、ウクライナの国家汚職防止庁が、JTの子会社JTインターナショナル（JTI）を戦争支援者リストに掲載したことを受け、9月9日、岸田首相と鈴木財務大臣、自民党たばこ議員連盟に加入する議員に対して、ロシアの事業から撤退するよう強く要請する文書を送った。

以下は、その要旨である。（編集部）

8月24日、ウクライナ国家汚職防止庁は、日本たばこ産業㈱（JT）の子会社であるJTIを「戦争支援者リスト」に掲載したとして発表した。今まで中国を中心に戦争支援者リストに掲載されたことのある世界で30社あまりが掲載されている。

ウクライナ政府はJTIについて、ロシアのたばこ市場でJTIのシェア（占有率）は約35%に上ると指摘し、「最大の投資家で主要な納税者だ」と非難している。

この結果、税金として約4000億円を毎年ロシア政府に支払っていることになる。これだけの大金をロシア政府に提供していることで、最大の投資家、最大の戦争支援者と言われるのもやむを得ないと思う。

日本政府がJTの株の1/3を所有していることはウクライナ政府にも周知のことである。このことから、日本はロシア政府の戦争遂行のため、おそらく国家として世界最大の寄与をしてきたことになる。

G7議長国として、このような事態はあってはならないことであり、JTIはロシアの事業から撤退すべきだ。

（参考）ウクライナ、JTグループ会社を非難「ロシアで事業統合納税」…戦争支援者リストに追加 読売  
<https://www.yomiuri.co.jp/world/20230826-OYT1T50133/>

【参考資料】自民党 衆参たばこ議員連盟主な参加者／（敬称略）／参考 Wikipedia

＜衆議院議員＞岸田文雄／麻生太郎／衛藤征士郎／額賀福志郎／石破茂／鈴木俊一／塙谷立／岩屋毅／高市早苗／田中和徳／江渡聰徳／小渕優子／金田勝年／岡田広／坂本哲志／谷公一／上野賢一郎／熊田裕通／井上貴博／松村祥史／滝沢求他多数

＜参議院議員＞宮澤洋一／中川雅治／山田俊男／金子恭之／宮路拓馬／藤木眞也／高木宏壽他多数

## エチオピアのタバコ規制法 ～JTIの横やりで骨抜きに～

日本禁煙学会理事 松崎 道幸



エチオピアでは、2019～20年にかけて強力なタバコ規制法令が成立した。

エチオピア国営タバコ会社はこの法令に対して「社会貢献活動（CSR）」を通じて、規制法を骨抜きにしようと策動してきた。エチオピア国営タバコ会社の行ったCSRは以下の通りである。

- ① 教育費支援（大学院奨学金支給など）
- ② コミュニティサービス（コロナ対策のための、感染防止器具、飲料水、消毒薬などの無料提供）
- ③ 政府の対策に対する支援（緑化事業支援、タバコの密輸・密売取り締まり要員の訓練など）

実は、これらの活動には、JTI（Japan Tobacco International）が絡んでいたのだ。JTIは、エチオピア政府の保有していたエチオピア国営タバコ会社の株式の大部分を取得している。

エチオピア国営タバコ会社は、その後、エチオピア政府にCSR推進を提案し了承された。

エチオピア国営タバコ会社は、アジスアベバの日本大使館および民間法律事務所との共同のもとに、前記のCSR事業を推進した。

エチオピアのタバコ規制コミュニティは、アジスアベバにおける新型コロナ感染防止物資の無料提供を食い止めたが、それ以外のタバコの宣伝と販売促進、スポンサー活動を禁止する包括的なエチオピア法令を骨抜きにする活動を、ほとんど食い止めることができなかったのである。

エチオピアでタバコ規制の新たな法律が勝ち取られたにもかかわらず、事実上JTIに買収されたエチオピア国営タバコ会社のCSRを通じたタバコ規制対策の骨抜き策動を防ぐことが出来なかつた。

タバコ産業がCSRによってタバコ規制対策有名無実にする恐れがあるかどうかを常に監視する必要がある。

エチオピア政府は、国営タバコ会社がタバコ対策を規制する法令の立案と執行に干渉できない仕組みを作るべきだが、日本のタバコ規制運動にとっては、海外でのJTIの策動に抗議するだけではなく、それを支援する日本大使館などの活動を批判する義務を負っている。

【まつざき・みちゆき】

# 無煙映画をめざす

～よみがえる悪夢に抗して～

映画プロデューサー 矢間秀次郎



《撮影=かさこ》

かつて革新自治体が雨後のタケノコの勢いで増えたことがあった。首都・東京都でも1967年に、社会党・共産党がスクラム、美濃部亮吉知事が誕生した。「東京に青空を」「東京から火薬の臭いを消す（横田基地撤去）」などが公約だった。

筆者は地域で「死の川」を再生する“水辺の空間を市民の手に”でミニコミ『野川を清流に』を発行し、連日、横田基地を発着するベトナム戦争の爆撃機の騒音に悩まされていたから、高揚感が充満した。

## ■都公害研究所で文学氏と出会う

20代の平職員ながら出先から本庁広報室への人事異動を希望して運よく実現した。知事のもと、広報・公聴業務を6年間担当した後、都公害研究所に異動したころ、反公害運動の旗手・渡辺文学さんが主宰する公害問題研究会の『環境破壊』誌がご縁で邂逅した……。

## ■「無煙映画を探せ！」に共感

20年後、ある反原発の会合で再会、名刺代わりに『禁煙ジャーナル』と映画情宣誌『奔流～森・川・海・人の絆』とを交換した。直ぐに上映館でご高覧のうえ、鋭い映画批評を書き、さらにチラシの折込配布にもご協力くださって、若い頃と変わらぬ有言実行、瞬発力に脱帽している。

せめてお礼に読後寸評をと、メールや電話でお伝えし、今回No.353、三上喜美江著「『種まく人』に感動～お薦め山梨県立美術館」での「無煙映画を探せ！」に共感をお伝えしたら、「それを800字でまとめてほしい」とのご託宣。

## ■映画4本にモクモクシーンはゼロ

これまで長編ドキュメンタリー映画4本をダム問題や原発をテーマに製作公開したが、モクモクのシーンは一つもない。

キャストでも「スモークハラスマント」厳禁が暗黙の信条一どうしてか。青年時代に「早く大人になりたい」という焦燥感で、ハッカの香りのするタバコを吹かしていたら「インポテンツ」になりかけた悪夢がよみがえるからだ。

【やさま・ひでじろう】

### ※【矢間氏プロデュース映画リスト】

『あらかわ』1993年：萩原吉弘監督／『シロウオ』2013年：かさこ監督／『いのちの岐路に立つ』2017年：原村政樹監督／『悠久よりの愛』2021年：金子サトシ監督／現在『太宰治とロシア革命』（仮）に挑戦中。

# 「モク拾いとスポゴミ」

—ポイ捨てタバコ激増—

日本財団会長 笹川 陽平



禁煙運動の活動家・渡辺文学さん。毎日30分間、ポイ捨てタバコを黙々（モク、モク）と拾い続け、2019年から2023年8月14日まで、実に84,917本を拾ったという。

渡辺さんの情熱的な「地の塩」的活動に敬意を表します。

歩きタバコによるポイ捨てが激増しているのは嘆かわしいことです。世田谷の我が家家の前でも、以前はなかったポイ捨てタバコが見られ、老妻の掃除は日課となっています。

これらのポイ捨てタバコは河川を流れ、やがて海に入り、重大な海洋汚染になっています。一般的に海洋ゴミの7割は陸上から流出して海洋汚染を起こしているといわれています。

日本財団では、瀬戸内海を世界一美しい内海にしたいと岡山、広島、香川、愛媛の各県の協力を得て、地元の皆さんのご協力を得ながら海洋ゴミの収集を積極的に行うだけでなく「海と日本プロジェクト」の名のもと、全国的に海洋ゴミの収集に務めています。

プラスチックや空き缶、魚網などのゴミは収集可能ですが、有害なポイ捨てタバコは既に海中で分散してしまい収集不可能で、魚類にどのような悪影響を与えていたかは不明です。

またプラスチックゴミは、いずれマイクロ化して魚類の体内に入り、近い将来人体への影響について科学的知見が発表されることでしょう。

表題のスポゴミは、世界21か国での予選が佳境に入り、日本でもそろそろ県代表が決定して47都道府県の代表による決戦で日本代表が決定することでしょう。

世界大会は11月22日、渋谷で開催されます。スポゴミ（ゴミ拾いをスポーツ化した）は3人一組で各種ゴミを収集し、得点を競うものです。一番得点の高いゴミは実はポイ捨てタバコなのです。モク拾いの専門家？である渡辺文学さんが参加されていたら日本代表になったかも知れません。

一度でもゴミ拾いに参加した人は、子どもを含め、決してゴミを捨てなくなることがわかっています。是非、スポゴミを全国に展開することによって、外国人からは美しいと言われている日本ですが、さらにどこにもゴミが落ちていない真の美しい日本にしたいものです。

【ささかわ・ようへい／23.8.25「ブログ」より】

## ＜メディア・ウォッチング＞

■8/26『朝日』「インボイスめぐりJTを公取委注意」「タバコ農家に価格下げ通告『一方的』」。  
 ①タバコ農家の多くは免税事業者②インボイスを受け取らなければ（消費税分を）控除できなくなり、負担が増す③JTは岩手県たばこ耕作組合を通じ「登録をしない免税農家には消費税額分を除いた税抜き価格で支払う」と通告④公取委は通告が一方的だったことを問題視。免税事業者でも一定割合で税控除を認める経過措置が6年あるのに「大幅引き下げ」は独禁法違反の恐れありと判断し「注意に踏み切った模様」といった内容。JTのホンネは、葉タバコ耕作者を廃業に追い込み、安くて高品質の外国産に切り替えたい？ ■8/27『日経』「ウクライナ経済『貢献を続ける』」「JT『戦争支援リスト』で」。①ウクライナの国家汚職防止庁がJTの海外子会社を「戦争支援者」のリストに追加。JTは「ウクライナでの事業は、通常通り行われており、ウクライナの経済に貢献し、援助と支援を提供し続けている」とコメント②JTはロシアのウクライナ侵攻以降も「あらゆる制裁措置を遵守した上で、ロシアでの事業運営を継続する」として事業を続けてきた。ロシアは2023年12月期の調整後営業利益の2割以上を占める（つまり“巻き上げる”（笑））見通し③ウクライナの国家汚職防止庁は日本たばこインターナショナルと米フィリップ・モ里斯インターナショナルの2社を「戦争支援者」のリストに追加、といった内容。ロシアもウクライナもタバコがないと戦意喪失してしまう兵士を抱えているのでタバコ企業は“特需”で大儲けし、両国から感謝される。タバコは罪な商品です ■9/4『茨城新聞』『葉タバコの豊作願う加波山神社・きせる祭り』。「きせる祭り」は約70年前の降ひょう被害に遭った葉タバコ耕作者らが加波山神社で祈願したところ豊作に恵まれ、お礼の祈願をしたことが始まりとされる。「たばこ神社に到着すると、奉納した巨大きせるから代わる代わるタバコを吸い、味わった」と記者は書いている ■9/4『日経』[Analysis / 公衆衛生の論点①]「規制のみ、被害抑制に限界」。記事本文の横に「ポイント」～①リスク行動の低減を促す補完政策が必要②たばこ税増収との両立を図る課税手法も③ハームリダクション理念の基本法制定を、と表記しているように、記事本文は加熱式たばこや電子たばこの販路拡大に都合のよい理論構成で、健康被害にはノータッチ。自民党の「国民の健康を考えるハームリダクション議員連盟」（会長・田中和徳元復興相）は6月20日に「紙巻きたばこと加熱式たばこの増税幅に一定の差をつけている現行の課税方式の堅持」を加藤厚労相に要請している。健康被害を無視する「ハームリダクション」では一致（笑） ■9/12『読売』「青梅『釜の淵』ごみ深刻」「本紙記者ルポ 空

き缶や吸い殻…散乱」。①LNT（Leave No Trace）とは「自然に与えるダメージを極力減らしながら、アウトドア活動を楽しむ環境倫理プログラム」のこと②アメリカでは1990年代に、アウトドア活動の行動基準となっており、世界約90カ国で普及③釜の淵の放置ごみや景観問題に長年悩まされてきた青梅市は、LNTに着目。環境に配慮したアウトドア活動の健全な発展を目指し、6月に全国初となる連携協定をNPO法人・LNTJ（Leave No Trace Japan）と締結、といった内容。末尾は「放置された炭の中に枝豆の皮やたばこの吸い殻、串などが散乱。LNTの考えを広める必要性を痛感した」という記者の「ルポ」 ■9/13『東京』[健康まっぷ]「受動喫煙なくなる」「避けても毎日6%被害」。大阪医大大学院生・尾谷仁美さんと大阪国際がんセンターの田淵貴大医師が日本衛生学会英文誌に発表した内容を取材①2022年2月、ネット上で19～74歳の人を相性に調査、26000人が回答①受動喫煙の被害に毎日遇っている割合は6%、月1回以上遇っている割合は21%②16～19歳は毎日遇うリスクが60～74歳の5倍高い③被害に毎日遇う場所としては家庭が最も多く、職場、パチンコ店、飲食店の順②政府は2013年度からの健康づくり計画で、2022年に月1回以上被害に遇う割合を医療機関や行政機関、職場で0%、飲食店で15%、毎日遇う割合を家庭で3%とする目標を設定。だが、2019年の国民健康・栄養調査ではどの場所についても未達成③2024年度からの第3次計画の目標は「望まない受動喫煙のない社会の実現」となっている。厚労省の担当者は「どこでも0%という意味」と説明④尾谷さんは「公共の場で徹底した禁煙を推進するとともに、家庭でも未成年者などを受動喫煙から守る対策が必要」とコメント ■9/13『日経』[がん社会を診る]（中川恵一・東京大学特任教授）「がんの要因、感染がトップに」。①「感染」は男性の発がん原因の18%、女性の約15%を占め、がん原因のトップ②喫煙は男性の発がん原因のトップで24%、女性は約4%程度③感染、喫煙に次いで重要なのが飲酒。男性発がん原因の8%、女性発がん原因の約4%④感染が発がん原因のトップであることは日本に限らずアジア諸国に共通、といった内容 ■9/15月刊『PRESIDENT』[リーダーの掟/飯島勲]「審判の日。私に下された絶望の判決」。①コソドが展開する「投票型喫煙所」は行動経済学における「ナッジ効果」を狙ったもの②渋谷センター街に設置したらポイ捨てが90%も減少③自分が喫煙所に興味を持ったのは「自宅敷地内の全面禁煙」を妻に命じられたから。妻の決定は最高裁の判決よりも重い④官邸に出勤し…1カ所の喫煙所に直行してたばこに火を付けたときが…目覚める瞬間だ、といったところが面白い部分。飯島氏のパートナーにさらなる声援を送りましょう（笑）。【氷鉋健一郎】

## 展望台

◆買い物代行者が生活保護受給者に現金を手渡され、20カートンのタバコを買いに行かされた。受給者の喫煙は禁止されていないが、私は代行者の嘆きに共感する◆生活保護法は憲法第25条の理念に基づき、困窮する国民に必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的としている。タバコが嗜好品なら喫煙も保障されるべきだが、実際には「薬物」「嗜癖品」だ。人間の生活に必要どころか害しかない。喫煙する受給者の多くは食費を切り詰めてタバコを買い、栄養不良、病気の進行等、生活の質をさらに落としていく。タバコは法の目的を阻害するものだ。酒、コーヒー、パチンコ等にも依存性は有るが、タバコのそれは別格で、大麻やヘロインに匹敵する。受給者の義務である「能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」を果たすのが困難になる◆最低限の生活に必要なものは時代によって変わることもある。かつて禁止だったクーラーやスマートが今は許されるなら、これからは許されないものもある。JTは今もタバコは嗜好品だと言い張るが、広辞苑等数々の辞書が、改訂を機に嗜好品の項目からタバコを削除している。行政も古い常識を削除し、実務マニュアルを見直す時期に来ているのではないか◆受給者宅には年に数回ケースワーカーが訪問し、生活状況等のチェック、今後の見通し等のヒアリング、場合によっては生活指導を行う。私はケースワーカーのチェック項目に禁煙を入れることは可能だと思う。酒とは違い、タバコに適量は無いのだから、タバコの家計圧迫度を調べる作業が簡単になる◆保護費は使い道が明確になっており、医療費に充てる医療補助は医師の診断書があって初めて支給される。ニコチン依存症は歴とした病気なのだから堂々と申請すれば良

い。禁煙するくらいなら生活保護は要らないと言うなら、それは選択の自由、愚行の自由だ。だが制度の利用を選択するのであれば、目的に沿う生活をするのが筋だ◆一方、役所は喫煙者を門前払いするのではなく、生活を変えるのに禁煙・卒煙が如何に重要なかを説明することが重要だ。喫煙者の多くはタバコの害の教育を受ける機会が無いまま今日に至っている。とりあえずの約束でもいい。ケースワーカーが喫煙再開を知った時は、タバコが自立の妨げになることを、言って言って、言い聞かせる。生活保護課は研修等の支援をする◆受給者世帯は、傷病および障がい者世帯が3~4割を占める。一人暮らしの場合でも、在宅治療の医師や看護師、ヘルパー、民生委員、近所の親切な人々等、様々な人が出入りする。喫煙受給者を禁煙に導くことにより、周囲の2次・3次受動喫煙も防げるようになる。買い物代行者はタバコの購入依頼をキッパリ断われる◆受給者に禁煙を求めるのは差別ではない。病院が禁煙を入院条件にするのと同じだ。本来ならタバコは国民全員が平等に禁止されるべき薬物だ。生活保護受給者のタバコ禁止が、国民全体のタバコ問題議論にまで広がっていくことを私は期待している。

【齊藤由美】



【雑記帳】 9月2日から7日まで、郷里の南会津町で「田舎暮らし」を。2日の夜は驚神社のお祭りで、ご近所の湯田秀春さんがこの神社の総代ということで「酒飲みにぜひ」というお誘い。急な石段を70段ほど上がった山の中腹にある神社に賽銭を上げてから酒席に加わりました。区長の大竹幸一さん夫妻も参加しており、湯田氏のお声かかりで、連れ合いも呼び出されました◆2日から7日まで、毎朝2時間は草刈りです。広い敷地には、雑草が伸び放題で目立つところは、お隣の高橋国治さんがかなりの面積を刈って下さっており、感謝・感激でした◆奥座敷の前の築山は、手作業です。縁側の前も石畳みで機械が使えず、これまた手作業で雑草を抜いていきました◆帰路、事務所に寄ったところ『世論時報』9月号が届いていました。1980年代半ばから、当時アイ電機設備㈱の伊藤好則社長から招かれて、禁煙の講習会に何回か招かれ、その後も様々な機会に訪ねていきましたが、その思い出と新しい会社にな

ウクライナ日本たばこを糾弾す  
ロシア経済に多額の貢献  
JTはタバコ農家をイジメてる  
インボイス巡り公取から注意  
青梅市のきれいな公園ピンチです  
吸い殻空き缶ポイ捨てひどい  
日経紙学者使って世論を誘導  
行動経済学の活用巡り  
プレジデント飯島熱目に余る  
こんな男に連載コラム許すな  
富美里

**無煙賛歌**

ってからのリフォームを中心に寄稿した冊子です。伊藤氏は特に中田喜直先生と3人で「天草音楽祭」に参加したエピソードを書いて頂きました。（文）